

平成29年 第5回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成29年5月26日（金）14時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 新館 2階 2-2会議室
3. 出席委員 9名

会 長	2番	縣 次 男
副 会 長	11番	大 塚 弘 士
委 員	1番	大 津 雄 司
	3番	姫 野 康 二
	4番	坂 本 成 一
	5番	高 田 英
	6番	麻 生 俊之輔
	7番	二ノ宮 政 広
	8番	安 部 義 浩
	9番	江 藤 国 子
	10番	小 野 惠美子
4. 欠席委員 なし
5. 議事参与が制限された委員数 1名
6. 議事日程
 - (1) 出席確認
 - (2) 会長挨拶
 - (3) 議 事
 - ① 農地法の規定による許可取消の報告について
 - ② 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
 - ③ 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の審議
 - ④ 農地等の買受適格者証明願について
 - ⑤ 農地法第4条の規定による許可申請の審議
 - ⑥ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請の審議
 - ⑦ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請の審議
 - ⑧ 非農地証明の審議
 - ⑨ 農用地利用集積計画（貸借権設定）の審議
 - ⑩ 農用地利用集積計画（所有権設定）の審議
 - ⑪ 農業振興地域整備計画の変更の審議
 - ⑫ 農業委員会の適切な事務実施における平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画の審議
 - (4) その他
7. 出席職員
農業委員会事務局職員
事務局長 衛藤誠治、次長 後藤義一、課長補佐 大嶋陽一、副主任 長田瑞穂

農政課職員 主査 飯倉猛、主事 井元仁哉

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 11名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成29年第5回由布市農業委員会総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 9番 江藤 国子 委員さんをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第12までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますのでよろしくお願いします。

■日程 第1 「農地法の規定による許可取消の報告について」

(議案第1号 1件)

議長

日程第1 農地法の規定による許可取消の報告について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法の規定による許可取消の報告について、議案朗読説明。

議長

議案 1号につきましては、報告ということで了承いただきたいと思います。

■日程 第2 「農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について」

議 長

日程第2 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、議案朗読説明。

議 長

議案 2号につきましても、報告ということでした承いただきたいと思います。

■日程 第3 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第3号～6号 4件)

議 長

日程第3 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第3 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。
議案3号～6号は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

議 長

それでは議案 3号について、議席番号4番 坂本 成一委員さんより説明の方をお願いします。

4番 坂本 成一委員

議案 3号について説明します。渡人は大分市に住んでいます。受人は75才ですが野菜を一生懸命作っておられます。適切に農地の管理をできると感じておりますので認めました。よろしくをお願いします。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

議 長

議案 4号について、議席番号4番 坂本 成一委員さんより説明の方をお願いします。

4番 坂本 成一委員

議案 4号について説明します。前回4月27日に特例で空き家の付随農地ということで316㎡しかありません。ちょうど家の前にある農地で、生活の役に立つのではないかと、と。竹細工をされていますので、家におられますし野菜などを作られるのにはいいのではないかと思います、許可をお願いしたいと思います。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

議 長

議案 5号について、議席番号4番 坂本 成一委員さんより説明の方をお願いします。

5番 坂本 成一委員

議案 5号について説明します。渡人は兵庫県に出ています。農地は中山間に入っていますので管理は適切に地元の人がやっています。その土地のまわりをぐるっと受人が持っています。受人が買い受けて管理をしたいとのことですので、よろしくをお願いします。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

議 長

議案 6号について、私のほうから説明いたします。

渡人は、ご主人も亡くなって、子どもさんもないということで、農地を処分するということで話がありました。そのなかで、受人は79才ですが、子どもさん男の子が二人いて、いつも手伝っているそうです。規模拡大ということで、何も問題はありません、機械もそろっています。ご質問があればお願いします。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

■日程 第4 「農地等の買受適格者証明願について」

(議案第7号～8号 2件)

議 長

日程4 農地等の買受適格者証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

日程4 農地等の買受適格者証明願について、議案朗読説明。

議 長

議案 7号について、議席番号8番 安部 義浩委員さんより説明の方をお願いします。

8番 安部 義浩委員

議案 7号、8号一緒にいいですか。

議 長
一緒でよいです。

8番 安部 義浩委員

受人は二人とも約1町歩くらい持っておりまして、ひと方が上の欄の土地、もうひと方が下の欄の土地を買いたいということです。今はほかの方が作っているのですが、秋からは私が買いたいということでした承しているそうです。問題はないと思います。

議 長
質疑はありませんか。
(ありません。)
それでは、承認される委員の挙手を求めます。
挙手・多数により許可相当であり、買受適格証明を発行します。

■日程 第5 「農地法第4条の規定による許可申請について」
(議案第9号 1件)

議 長
日程第5 農地法第4条の規定による許可申請につきまして、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局
日程5 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議 長
議案 9号について、議席番号10番 大津 雄司委員さんより説明の方をお願いします。

10番 大津 雄司委員

昔から永くいらっしゃる地元の方で、始末書にありますように昭和44年に申請せずに自宅を建設したということです。場所的にも宅地が点在しており、農振除外の土地でもありますのでやむなしと考えています。

議 長
質疑はありませんか。
(ありません。)
意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

■日程 第6 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」
(議案第10号 1件)

議 長
日程第6 農地法5条の規定による利用権設定の許可申請につきましては、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第6 農地法第5条の規定による利用権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案10号につきましては、議席番号1番 大津雄司委員さんより説明の方をお願いします。

10番 麻生 俊之輔委員

議案10号について説明します。お父さんの代々にお茶を作っておりました。近隣の同意もありますし、農振も外れておりますので転用もいいのではないかといいことをご審議をお願いします。

議 長

質疑はありませんか。

5番 高田 英委員

地盤は土のままですか。自然浸透ですか。

10番 麻生 俊之輔委員

そうです。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

■日程 第7 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第11号～12号 2件)

議 長

日程第7 農地法5条の規定による所有権移転の許可申請につきまして、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第7 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案11号につきましては、議席番号1番 大津雄司委員さんより説明の方をお願いします。

1番 大津 雄司 委員

場所は中洲賀グラウンドからほどなく行った河川の近くです。近隣に農地はありますが同意はいただいております、用水や水路も見ましたが問題ないと思われま

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議 長

議案12号について、議席番号6番 麻生 俊之輔委員さんより説明の方をお願いします。

6番 麻生 俊之輔委員

議案12号について説明します。田になっていますが、周りがすべて宅地で、土地も水田の逞をなしてなかったと思います。出入口はないのですが、前の土地が身内の土地ということで今回、資材置場として転用したいということでございます。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

■日程 第8 「非農地証明の発行について」

(議案第13号～16号 4件)

議 長

日程第8 非農地証明の発行について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第8 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議 長

議案 13号について、議席番号6番 麻生 俊之輔委員さんより説明の方をお願いします。

6番 麻生 俊之輔委員

議案 13号について説明します。申請者はずっと農業をしておりませんので、雑木などで水田の状態をなしていないようなところで非農地化しております。審議をよろしくお願ひします。

議 長

質疑はありませんか。

4番 坂本 成一委員

はい。

議 長

4番 坂本 成一委員さんどうぞ。

4番 坂本 成一委員

周りが田でここだけ非農地にすると周りの人が迷惑しないでしょうか。ここは重機でも入れれば復旧できると思うのですが。

事務局

復旧する対象の方がいればするでしょうけれども。それとここは、非農地として判断したあとに農地以外で利用するという計画は一応あります。その計画についての同意のほうも押さえておくべきだということで、同意書等は添付していただいております。

4番 坂本 成一委員
どんな計画ですか

事務局

太陽光発電です。太陽光発電をすることの周辺の方の同意はもらっています。

5番 高田 英委員

5条ではないのですか。その先に太陽光みたいなものがあれば、ここは雑木といっても基準には満たないような気がするので、先の計画があるならば5条申請で対応するほうが正しいのではないのでしょうか。

事務局

ここが非農地判断に該当しないという判断ならばそうでしょうが、逆にいうと農地法で開発を抑えるという感覚はないと思います。非農地で出せないという状況なら当然出すべきではなくて、農転をとおるべきだと思います。ただ出せる状況のものをあえて転用にもっていくことはないと思います。これは当然農転かけても可能性のあるものだと思うのですが。農地法の審議のなかで開発自体をいかわるいか審議することはできないと思うんですよ。法律に照らしあわせても。開発のよし悪しは開発のところでやっていただき、うちは農地を農地以外にしているのか悪いのかというところをおさえるしかないのかなと。ある程度の線引きをしておかないと、なんの根拠で、農振もそうですけど農振法のなかで開発を抑えようとしているのかということが出てくると思います

4番 坂本 成一委員

768は木が生えている。773は少し雑木が生えている程度で農地として、認められるのではないですかね。今まで許可してきたのは山林化しているところが多かった。

議長

隣はグラウンドですか。

事務局

田です。

議長

773は農地に復元できるという判断でいきたいと思いますがどうでしょうか。

6番 麻生 俊之輔委員

申請があがっていて、将来的に農地としての活用をしない、近隣にしてくれる方がいいいいけれど、できる人がいなければそのまま放置すると思うんです。

議長

773は5条でそのとき申請すればいいのでは。

4番 坂本 成一委員

この現状を見たときに、田として認められるし、除外はできないなあ。

議 長

では採決いたします。768については非農地証明を発行して、773については今回は発行しないという判断で採決します。承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、768については非農地証明を発行する、773については非農地証明を発行しないということに決定します。

議 長

議案 14号について、議席番号6番 麻生 俊之輔委員さんより説明の方をお願いします。

6番 麻生 俊之輔委員

資料18～22ページです。この土地は田があったという記憶がないんです。写真のとおり雑木化、原野化しておりますので証明をご審議願いたいと思います。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長

議案 15号について、私から説明します。63㎡ということではほんの少しなんですけど、平面でなく、岩があってほんの表面に土があるような状態です。前の建物は、ホテルというか旅館です。これはやむをえないと思いました。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長

議案 16号について、私から説明します。この土地は減反政策が始まってからほとんど手着かずであり、車も行かないような場所でしたのでほっといたらしいです。

杉の木も自然にできたような木で藪になっています。非農地証明もやむをえないかと思えます。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

■日程 第9 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」
(議案第17号～31号 15件)

議 長

日程 第9 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、15件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第9 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定） 議案朗読説明。

議案17号～31号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

議案17号から21号については利用権継続設定の案件ですので、議案17号から21号まで一括で皆様から質疑を受けたいと思います。

(ありません。)

4番 坂本 成一委員さんは、議事参与制限を受けますので退出をお願いします。

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

坂本委員さんどうぞお入りください。坂本委員さんに報告します。議案につきましては承認されました。

4番 坂本 成一委員

ありがとうございます。

議 長

議案 22号について、説明を事務局よりお願いします。

事 務 局

議案 22号と議案 23号につきましては借受人が同じですので一括して説明してもよいですか。

議 長

よいです。

事 務 局

議案 22号と議案 23号について議案朗読説明。

議 長

議案 22号と議案 23号について、質疑はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

議 長

議案 24号について、説明を事務局よりお願いします。

事 務 局

議案 24号について議案朗読説明。

議長

議案 24号について、質疑はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

議長

議案 25号について、説明を事務局よりお願いします。

事務局

議案 25号について議案朗読説明。

議長

議案 25号について、質疑はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

議長

借受人が同じですので議案 26号、27号、29号について、説明を事務局よりお願いします。

事務局

議案 26号、27号、29号について議案朗読説明。

議長

議案 26号、27号、29号について、質疑はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

議長

議案 28号について、説明を事務局よりお願いします。

事務局

議案 28号について議案朗読説明。

議長

議案 28号について、質疑はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

議長

議案 30号について、説明を事務局よりお願いします。

事務局
議案 30号について議案朗読説明。

議長
議案 30号について、質疑はありませんか。
(ありません)
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認いたします。

議長
議案 31号について、説明を事務局よりお願いします。

事務局
議案 31号について議案朗読説明。

議長
議案 31号について、質疑はありませんか。
(ありません)
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認いたします。

■日程 第10 「農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）」
(議案第32号 1件)

議長
議案 32号について、説明を事務局よりお願いします。

事務局
議案 32号について議案朗読説明。

議長
議案 32号について、質疑はありませんか。
(ありません)
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認いたします。

■日程 第11 「農業振興地域整備計画の変更について」
(箇所番号 1番～10番 10件)

農政課
箇所番号1号について議案朗読説明。

議長
箇所番号1について、質疑はありませんか。

5番 高田 英委員
昭和47年に自宅を建設してから、農振計画の見直しは何回かあったと思うのですが、そのときに気付いたりはしないのでしょうか。というのが、前回引っかけたのが、転用

の申請が出たとき、圃場整備のなかに都市計画の網がかかっている、換地であるのに3種農地扱いですよというのはおかしい気がしたので。今年やり直すのであれば気をつけてください。

議 長
箇所番号1の除外について質疑はありませんか。
(ありません。)

無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。
挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

議 長
箇所番号2について質疑はありませんか。

5番 高田 英委員

5ページの航空写真を見ると、農地が広がっているようにあるのですが、10ヘクタールのまとまった農地の中ではないのでしょうか。

農 政 課

10ヘクタールの農地のまとまりの中でありますので、1種農地扱いになります。別冊の資料の6ページを見ていただきたいのですが、申出地の上の2筆にアパートがすでに建設されています。この上が建売住宅になっております。95、96、97、98、99番地の5筆で新たに建売住宅ができる予定です。

議 長
箇所番号2の除外について、ほかに質疑はありませんか。
(ありません。)

無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。
挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

議 長
箇所番号3の除外について質疑はありませんか。
(ありません。)

無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。
挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

議 長
箇所番号4の除外について質疑はありませんか。

5番 高田 英委員

19,000㎡全農地の管理が難しくなり、と書いているのですが、随時太陽光発電にする計画があるのでしょうか。

農 政 課

19,000㎡の全てを管理するのが難しくなったと聞いております。今後全て太陽光発電をする計画とは伺っていません。

5番 高田 英委員

であるなら、書き方がわるいな。現実にこの方は農業をしているのでしょうか。

農 政 課

現時点では貸付けです。本人が積極的に農業をしているかんじではないです。

6 番 麻生俊之輔委員

これを委員会が認めると、全て認めるかんじに。

4 番 坂本成一委員

九電との契約ができていますか。

農 政 課

できています。

5 番 高田 英委員

随時拡大していく恐れがあるなあ。
隣地同意はとれているのでしょうか。

農 政 課

とれています。

6 番 麻生俊之輔委員

現在でもこれだけの土地を農地として管理していくなかで、除外とは難しいのでは。

議 長

周辺農地に悪影響を及ぼすので、農業委員会としては除外はできかねないという意見を付しますか。

6 番 麻生俊之輔委員

こういう地域は農地として継続していただきたい、そういう意見を出せる場がないと農業委員の意義がないのでは。

事 務 局

今日の意見をもって農振の審議会にかけます。

議 長

周辺農地に悪影響を及ぼすので、農業委員会としては除外は認めないという意見を付して進達してよい委員の挙手を求めます。
挙手多数ですので、今の意見を付して答申いたします。

議 長

箇所番号5の除外について質疑はありませんか。
(ありません。)

無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。
挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

議 長

箇所番号6の除外について質疑はありませんか。

5番 高田 英委員

息子さんがこの近くに住んでいて、水まわりの請負の仕事をしております。それに対する資材置き場です。農振は所有者が申請するのでお父さんですが、最終的に利用するのは息子さんです。申請者は直入町のほうに農地を沢山持っています。

議 長

箇所番号6について、ほかに質疑はありませんか。

(ありません。)

無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

議 長

箇所番号7の除外について質疑はありませんか。

(ありません。)

無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

議 長

箇所番号8の用途変更について質疑はありませんか。

10番 大津 雄司委員

地目を用途変更とあるのですが、宅地に変更しないとだめなのでしょうか。

農 政 課

コンクリートをはりたいということでありまして。農振がかかったままで宅地にするということですね。

事 務 局

一部用途変更ということなので、農振としては用途を変える、施設に使いますよということで、農業委員会に対しては農転しました、という報告で済むような案件です。200㎡以内なので許可を出すところまでは行かない案件です。この状況の許可で法務局にいても多分宅地にはしてくれないと思います。一部なので。そこは法務局の判断なので、うちとしてはなんとも言えませんが。最終的な登記簿上の地目が変わるかは微妙ですが、手続きとしては一部でも用途変更をして、農転は一部転用しましたということで届出をしていただくのが本来です。

議 長

箇所番号9の用途変更について、ほかに質疑はありませんか。

(ありません。)

無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

議 長

箇所番号9の用途変更について質疑はありませんか。

5番 高田 英委員

畜産農家の畜舎とか堆肥舎とか、始末書案件が多いですね。補助事業を使ってやっているのではないかと思います。横の連絡をお願いしたいと思います。

議 長

箇所番号9の用途変更について、ほかに質疑はありませんか。

(ありません。)

無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

議 長

箇所番号10の用途変更について質疑はありませんか。

議 長

箇所番号10の用途変更について、ほかに質疑はありませんか。

(ありません。)

無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

■日程 第12 「農業委員会の適正な事務実施における平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画の審議」

議 長

農業委員会の適正な事務実施における平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第12 農業委員会の適正な事務実施における平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、議案朗読説明。

議 長

日程 第12 農業委員会の適正な事務実施における平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について質疑はありませんか。

(ありません)

本日皆様に確認いたしました農業委員会の適正な事務実施における平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、市のホームページに公開します。また九州農政局へ報告いたします。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。